

開催日時	令和4年8月5日(金) 13時30分～16時15分					
出席状況	公益 代表委員	出席2人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 使側からの要望である環境整備については異論なく大賛成であるとの意見。</p> <p>中央の目安審議の公益見解で、地方審議会での自発性の発揮という点で、目安ありきではなく地域の実情に即して実態に合った金額改定を図るべきである。また、県の「とちぎ創生15戦略」によると、首都圏への人口流出が止まらない状況にあるため、人口の流出を防ぎ、地域格差を埋めるためにも目安額プラスαとして、底上げをしていくべきと主張。</p> <p>そして、連合の今年の春闘の要求が、定昇2%ベア2%の4%であるので、4%を882円に乗じて35円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) 連合情報で兵庫が32円で全会一致で結審したということから、兵庫との格差是正を図りたいと33円の引上げを提示した。</p> <p>(ウ) 兵庫との差を埋めたかったが、兵庫の引上げ額である32円を最終提示額とした。</p> <p>イ 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 帝国データバンクの調査によるロシアウクライナ情勢による栃木県内企業の仕入れへの影響調査によると、原材料や商品などの価格高騰により影響を受けている企業は72.6%あり、販売価格に転嫁できている県内企業は51.6%となっており、半数近くが販売価格に転嫁できていない状況である。</p> <p>特に、元請と下請の関係性や販路の維持目的で中小零細企業が取引価格の面で泣いているケースが多々あり、価格転嫁できない企業がたくさんあること、そして、いまだに原材料等の値上げが日々来ているという現状を分かっしてほしいと主張</p> <p>また、消費者物価の上昇を踏まえて、引き上げなければいけない認識を持っているが、引き上げるには条件が整わないと非常に厳しいため、賃上げができる環境条件を整備してほしい。答申の際に、国に対する支援策を付帯事項として明記してほしいとの要望があった。</p> <p>そして、令和4年度賃金改定状況調査結果第4表③女性Bランク製造業の賃金上昇率2.9%を現行882円に乗じて四捨五入し、26円の引上げを提示した。</p>						

- (イ) 栃木県内において、昨年消滅した企業は 895 社あり、休廃業・倒産・解散により失われた雇用数が 1,000 人を超えており、かなりの人が職を失っている。何とか事業の継続と雇用の確保を図っていく必要があると主張。  
中央の審議の説明で示された 3% を基準として、歩み寄りということで 28 円を提示した。
- (ウ) 29 円の引上げが最終提示であるが、労側よりまだ提示額があれば、歩み寄りは考えたいと主張した。
- (エ) 労側の歩み寄りにより 30 円を最終提示額とした。

(2) 結審状況等について

公益・労働者協議、公益・使用者協議を経て、労働者代表委員 32 円の引上げ、使用者代表委員 30 円の引上げとの主張で膠着したため、公益委員は、賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ水準、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率が上昇する中、労働者の生計費について、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇を勘案する必要がある一方で、通常の仕事の支払い能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向がみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが厳しい企業も少なくない状況に鑑み、現行額を 31 円引き上げて時間額 913 円、発効日を令和 4 年 10 月 1 日との公益見解を提示した上で、付帯事項を付することを提案した。

協議の結果、使用者代表委員は公益見解を真摯に受け止め付帯事項を含め最終的には同意したが、労働者代表委員は 31 円の引上げは受け入れられないと主張し、全会一致に至らず、採決の結果、賛成 4 (公 1、使 3) : 反対 3 (労 3) 賛成多数により結審した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

2 その他  
特になし